

# 保険に加入する場合の取扱い

## ～定期付養老保険の保険料～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なってきます。

今回は**定期付養老保険の保険料**についてご紹介します。

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする定期付養老保険に加入して支払った保険料は、次のとおり取り扱われます。

### 1 保険料が生命保険証券などにおいて定期保険の保険料と養老保険の保険料とに区分されている場合

#### (1) 定期保険の保険料について

##### イ 死亡保険金の受取人が法人の場合

その支払った**保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入**します。

##### ロ 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合

その支払った**保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入**します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

#### (2) 養老保険の保険料について

##### イ 死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った**保険料の額は、損金の額に算入されず資産に計上**します。

##### ロ 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合

その支払った**保険料の額は、被保険者に対する給与**となります。

##### ハ 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った**保険料の額の2分の1は(2)イにより資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入**します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はその役員又は使用人に対する給与となります。

### 2 保険料が定期保険の保険料と養老保険の保険料とに区分されていない場合

支払った**保険料の全額を養老保険の保険料とみなして**、1(2)により取り扱います。

### 3 傷害特約などの保険料

傷害特約などの特約を付した定期付養老保険などの保険料については、その支払った**特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入**することができます。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(注 1) 給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(注 2) 役員に対する給与とされる保険料の額で、法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。

### ～参考～

#### 定期付養老保険とは・・・

定期付養老保険とは、養老保険を主契約とし、定期保険を特約として付加したものをいいます。

死亡したときの保障に重点を置きながら、退職金等の資金準備をすることができます。